

6

卷末資料

6-1 災害用トイレの種類と特徴

避難所等に配備する災害用トイレの種類と特徴を整理する。それぞれのトイレの特徴を踏まえ、配備・備蓄にあたっては、関係他部と協議・調整を図る。

表 28 災害用トイレの種類と特徴

名称	特徴	概要	現地での処理	備蓄性※
携帯トイレ	吸収シート方式 凝固剤等方式	最も簡易なトイレ 調達の容易性、備蓄性に優れる。	保管・回収	◎
簡易トイレ	ラッピング型 コンポスト型 乾燥・焼却型等	し尿を機械的にパッキングする。 設置の容易性に優れる。	保管・回収	○
組立トイレ	マンホール直結型	地震時に下水道管理者が管理するマンホール直上に便器及び仕切り施設等の上部構造物を設置するもの（マンホールトイレシステム）	下水道	○
	地下ピット型	いわゆる汲み取りトイレと同じ形態	汲取り	△
	便槽一体型		汲取り	△
ワンボックストイレ	簡易水洗式 被水洗式	イベント時や工事現場の仮設トイレとして利用されているもの	汲取り	△
自己完結型	循環式	比較的大型の可搬式トイレ	汲取り	△
	コンポスト型	比較的大型の可搬式トイレ	コンポスト	△
車載トイレ	トイレ室・処理装置一体型	平ボディのトラックでも使用可能な移動トイレ	汲取り-下水道	△

※備蓄性の基準：◎省スペースで備蓄、○倉庫等で備蓄できる、△一定の敷地が必要

資料 「防災トイレフォーラム 2009 資料集<資料編>[1]」

「災害時のトイレ機能の確保に関する調査報告書」（平成 23（2011）年 8 月、特定非営利活動法人日本トイレ研究所）を基に作成

6-2 有害物質や有害物質含有廃棄物等、 その他適正処理困難物の処理方法の例

種類ごとに処理先が異なることから、以下に示す平時の処理ルートや過去の災害事例等を参考に適正に処理を行う。

表 29 (1) 有害物質や有害物質含有廃棄物等、適正処理困難物の処理方法の例 (その1)

項目	想定される処理ルート・留意点等
<p>PCB</p>	<p>処理ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> 高濃度 PCB 廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO) へ搬送・処理を行う。 低濃度 PCB 廃棄物 (低濃度 PCB 含有廃棄物、微量 PCB 汚染廃電気機器等) は、廃棄物の種類に応じて、無害化処理認定事業者又は都道府県知事等許可業者と契約して搬送・処理を行う。 <p>※ 詳細は「ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて 環境省 経済産業省」を参考とする)</p> <p>保管における留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> PCB 含有の有無が確認できない場合を含め、回収後に他の廃棄物が混入しないよう区分する。 屋内保管、密閉容器内保管又はビニールシートで覆う等、飛散・流失・地下浸透しないような対策を施して保管する。 地震等で転倒しないように配慮する。
<p>石綿含有廃棄物等</p>	<p>処理ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> 回収した石綿含有廃棄物等は、プラスチックバッグやフレコンバッグで、二重梱包や固形化により飛散防止措置を行ったうえで、管理型最終処分場において埋立処分、あるいは溶融による無害化処理を行う。 <p>取り扱いにおける留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃石綿等については、特別管理産業廃棄物処分業者に引き渡すにあたり、固形化、薬剤による安定化後、耐水材料による二重梱包を行う。
<p>石膏ボード</p>	<p>処理ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理型最終処分場にて最終処分。 中間処理により石膏粉と紙くずに分離し、石膏粉を再資源化、紙くずに焼却。 <p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物に使用されている石膏ボードの中には、石綿、砒素、カドミウムといった有害物質が含まれる製品が一部存在するため、発覚した際は適切に処理・処分し、必要に応じて環境モニタリングを実施する。

表 29 (2) 有害物質や有害物質含有廃棄物等、適正処理困難物の処理方法の例 (その2)

項目	想定される処理ルート・留意点等
<p>ガスボンベ</p>	<p>処理ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器の記載から、ボンベの所有者が確認できる場合は、そのガス会社に連絡して引き取ってもらう。 文字が消える等所有者が確認できない場合は、一般ガスであれば埼玉県高圧ガス溶材協会へ、LPガスについては一般社団法人埼玉県LPガス協会へ連絡し回収方法を確認する。 <p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 取扱いにおいて、ボンベの破裂に注意する。
<p>消火器</p>	<p>処理ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> (一社) 消火器工業会「消火器回収システム」加盟販売店における消火器取扱窓口に処理業者を聴取し、引渡すことでリサイクルを行う。 <p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 問合せや特定窓口の照会に、(株)消火器リサイクル推進センターが対応してもらえるよう、平時より協議・調整しておく。 被災後に発生する消火器のうち、一時的に泥中に埋まっていた消火器は使用時に内圧が詰まり破裂の危険性がある。 エアゾール式消火具や外国製消火器は消火器回収システムの対象外となるため、スプレー缶等と同様に処理する。
<p>肥料</p>	<p>処理ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> 農家への提供 セメント工場での焼却焼成 高含水津波堆積物の改質助材としての活用 管理型最終処分場での埋立処分 コンクリート固化等の後、最終処分 <p>保管における留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 性質上、窒素、リン、カリウムの含有が多く、溶出防止策として遮水性フレコンバッグ等に入れて保管等を行う。
<p>廃量</p>	<p>処理ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間リサイクル施設で再生プラスチック燃料 (RPF) として再生。 選別後に可燃物として処理。 発電燃料へリサイクル セメント原燃料化 <p>保管における留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 重ねて積み上げることで、発火することがある。 破碎選別や積み上げが困難であることから、仮置場を広く占有することがあるため、可能な限り十分なスペースを確保する。

表 29 (3) 有害物質や有害物質含有廃棄物等、適正処理困難物の処理方法の例 (その3)

項目	想定される処理ルート・留意点等
水産系廃棄物	<p>処理ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立 ・ 埋設保管 ・ 焼却 <p>保管における留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場で腐敗することにより、ハエや蚊・ネズミが大量発生するため、災害時の廃棄物の山に殺虫剤・殺鼠剤や消石灰を散布する等の対策が必要。 ・ 悪臭防止及び雨水による発酵を抑制するためにキャッピングシートを設置する場合がある。 ・ 埋設保管は、特に悪臭防止対策を重視し、プラスチック類等のこん包物を選別除去後、「腐敗した魚介類の悪臭防止対策について ((公社)におい・かおり環境協会)」等を参考に実施する。 ・ 水産系廃棄物から大量の汚水が発生し、浸出水処理施設の処理能力を大幅に超える場合もあるため、埋立処理にあたっては、浸出水処理設備の能力を勘案する必要がある。
感染性廃棄物	<p>処理ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却 ・ 溶融 ・ 高圧蒸気滅菌又は乾熱滅菌 ・ 肝炎ウイルスに有効な加熱又は薬剤による消毒 ・ 他法令に規定する感染性病原体に有効な方法による消毒 <p>収集運搬における留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「感染性廃棄物」等と記されている容器、又は、バイオハザードマークのついた容器は、容器をそのまま保管場所へ運搬する（容器を破損しないような方法で収集運搬する）。 ・ 注射針、点滴用の針、メス等の鋭利なものの取扱いについては、手等を傷つけないように注意し、堅牢な容器、耐久性のあるプラスチック袋、フレコンバッグ等の丈夫な運搬容器に入れて運搬する。 <p>保管における留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管場所には、感染性廃棄物の保管場所である旨表示する。 ・ 屋根のある建物内で保管するか、屋内の保管場所が確保できない場合には、防水性のビニールシートで全体を覆う（底面を含む）等、直射日光を避け、風雨にさらされず、感染性廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じる。 ・ 他の廃棄物等が混入するおそれがないよう、仕切りを設ける等の必要な措置を講じる。 ・ 感染性廃棄物は、焼却等の滅菌できる方法で処理することとなっているため、当該感染性廃棄物の適正な処理が可能となるまで保管する。

6-3 処理スケジュールの設定

1. 処理スケジュール設定にあたっての留意点

本市における災害時の廃棄物処理スケジュール設定にあたっての留意点を整理する。

表 30 (1) 処理スケジュール設定にあたっての留意点 (その1)

	内容	根拠等
ポイント①	処理期間は3年を目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、発災から3年を目標に処理が行われ、両震災ともに3年で処理が完了している。 「埼玉県災害廃棄物処理指針」では、処理期間を最長でも3年と設定している。
ポイント②	建物の撤去等は発災3ヶ月後の開始を目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> 熊本地震では、公費による家屋の撤去等が発災から約3ヶ月後に開始している。
ポイント③	建物の撤去等は2年を目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、建物の撤去等は発災から2年で行われた。 熊本地震（熊本市）では、建物の撤去等の完了の目標を発災から2年（平成30年3月末ごろ）としている。
ポイント④	一次仮置場は発災直後から確保・設置を目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> 交通障害物や倒壊のおそれ等により周辺環境に悪影響を及ぼす可能性があるものについては、人命救助や行方不明者捜索等の視点から、直ちに一次仮置場に搬入する必要がある。そのため、一次仮置場は発災直後から確保・設置するものとした。
ポイント⑤	二次仮置場は発災6ヶ月後までに整備し処理を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> 熊本地震では、発災から約6ヶ月後（平成28年4月14日に発災し、平成28年9月30日に部分供用を開始）から二次仮置場が供用開始された。 仮置場の必要面積（仮置量）を低減するため、二次仮置場の設置後、直ちに処理を開始し、処理先等へ搬出するものとする。 ただし、必要に応じて二次仮置場には仮設処理施設の設置が必要となることから、仮設処理施設を設置する場合は、仮置場での処理開始が遅れる可能性がある。
ポイント⑥	粗大ごみ（増加分）の収集は、発災から3ヶ月後で終了とする。	<ul style="list-style-type: none"> 熊本地震（熊本市）では、地震災害ごみのごみステーション収集による大規模地震災害ごみの受付を、発災から約2.5ヵ月後に終了している。 阪神・淡路大震災（神戸市）では、粗大ごみの収集量の平時からの増加率は、発災から3ヶ月で概ね収束している。

表 30 (2) 処理スケジュール設定にあたっての留意点 (その2)

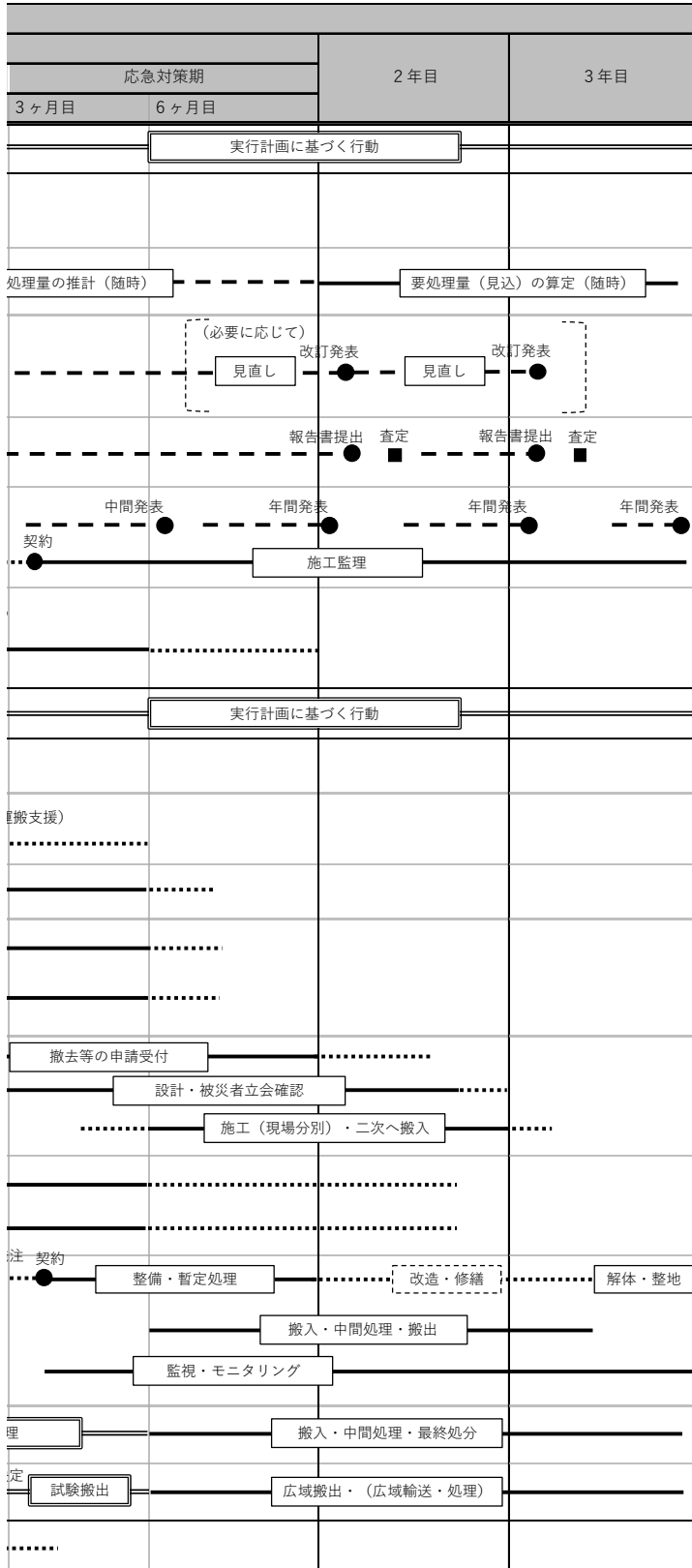
	内容	根拠等
ポイント⑦	避難所ごみ、し尿の収集（増加分）は発災から6ヵ月後までに終了する。	・熊本地震（熊本市）では、発災後約5ヶ月で避難所は全面閉鎖している。
ポイント⑧	仮設トイレの設置は発災直後から1ヵ月後までとする。	・熊本地震（熊本市）では、仮設トイレの各区からの要望のピークは、発災から約1ヵ月後に終了している。

2. 処理スケジュールの詳細

各種の業務を網羅した処理スケジュールについて整理する。

図 14 処理スケジュールの詳細

No.	項目	平時 (処理計画事項)	時間軸				
			(発災後) 1年目				
			発災時	3日目	2週目	1ヶ月目	
(計画・進行管理)			処理計画に基づく行動				
1	組織体制の構築	庁内体制	指揮命令系統・体制の構築				
2	災害廃棄物の要処理量の算定	算定方法の決定	要処理量の暫定値算定		発表	要	
3	災害廃棄物処理実行計画	基本方針の策定	処理計画に基づき策定		方針発表	発表	
		実行計画の策定					
4	国庫補助金事務	報告書の策定、被査	状況報告(随時)				
5	処理実績(撤去等の実績を含む)	公表・報告					
		施工監理委託	設計		発注		
6	受援体制	体制構築	受援体制の構築				
		支援の受入	支援の受入				
(災害廃棄物処理)			処理計画に基づく行動				
1	道路啓開	道路啓開	交通障害物の除去(一次仮置場への運搬)				
2	人命救助活動・行方不明者捜索	救命捜索活動	救助活動	交通障害物の除去(一次仮置場への運搬)			捜索活動
3	被災現場に散乱しがれきの収集運搬	収集運搬	仮置場へ運搬				
4	被災者による集積、持込み	住民周知	住民への周知				
		一次仮置場での受入	一次仮置場での受入				
5	被災建物の撤去、撤去廃棄物の運搬	申請受付					
		設計・立会確認					
		施工、搬出・搬入					
6	一次仮置場の整備・運営	整備・運営	整備・管理運営				
		監視・モニタリング	監視・モニタリング				
7	二次仮置場の整備・運営	用地確保	用地交渉		場所決定	設計	
		整備・運営					
		監視・モニタリング					
8	災害廃棄物の処理	処理方法	可能性把握		試験処		
9	市外処理(広域処理)	埼玉県への事務委託	必要性の検討		方針決定	協議	
10	し尿処理		収集運搬・処理				



6-4 発生量の推計方法

1. 災害廃棄物発生量の推計方法

■ 推計式

災害廃棄物発生量 | 全体 = 木造・非木造別の全壊・焼失棟数
 × 1棟あたりの平均床面積※1
 × 床面積あたりの廃棄物発生量原単位※2
 × 重量から体積への換算原単位※3

災害廃棄物発生量 | 種類別 = 揺れ・液状化・火災等被害要因別災害廃棄物発生量
 × 揺れ・液状化・火災等被害要因別種類組成※4

■ 設定数値

※1 1棟あたりの平均床面積

区名	木造(m ² /棟)	非木造(m ² /棟)
西区	153.3	455.3
北区	165.9	729.0
大宮区	166.2	724.6
見沼区	156.9	479.5
中央区	160.2	932.3
桜区	148.4	597.4
浦和区	174.5	680.5
南区	158.9	665.0
緑区	156.5	499.8
岩槻区	153.1	469.8

※2 床面積あたりの廃棄物発生量原単位

木造 : 0.6 トン/m²
 非木造 : 1 トン/m²
 焼失 : 0.23 トン/m²
 (粗大ごみ発生量を含む)

※3 重量から体積への換算原単位

木造 : 1.9m³/トン
 非木造 : 0.64m³/トン

※4 揺れ・液状化・火災等被害要因別種類組成

	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
液状化、揺れ	8.0%	28.0%	58.0%	3.0%	3.0%
火災(木造)	0.1%	65.0%	31.0%	4.0%	0.0%
火災(非木造)	0.1%	20.0%	76.0%	4.0%	0.0%

資料 災害廃棄物対策指針(環境省 平成26(2014)年3月)

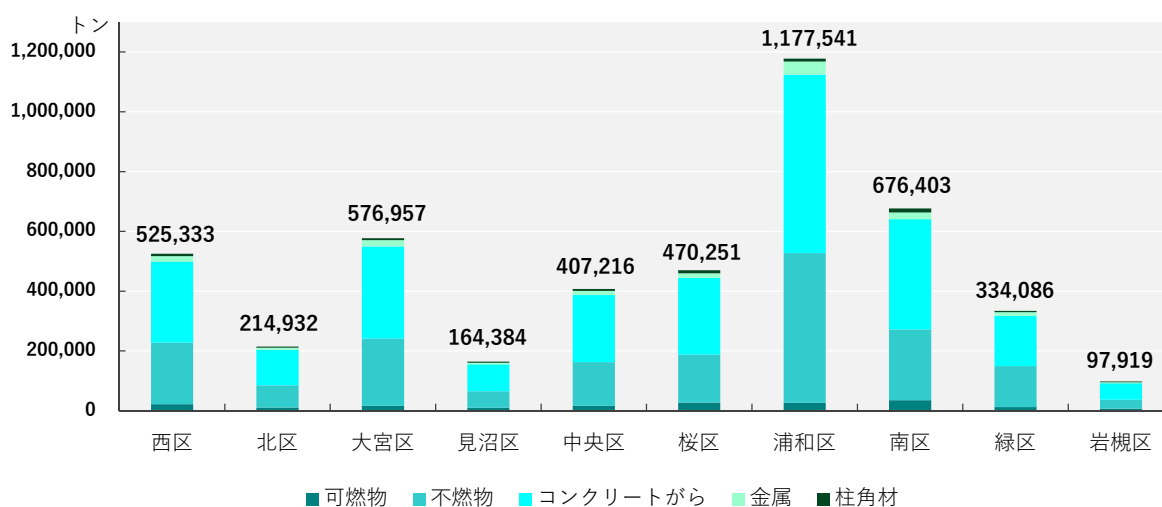
■ 推計結果

- 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物が約 465 万トン発生する。これは平時の一般廃棄物排出量の約 11 年分（平成 28 年度比）となるため、円滑かつ迅速な処理が課題となる。
- 「コンクリートがら」の発生量が最も多く、市内全域で約 246 万トン発生するため、再生利用及び処理が課題となる。
- 「不燃物」の発生量が「コンクリートがら」に次いで多く、平時の不燃物排出量の約 102 年分（平成 28 年度比）となるため、最終処分場等の処理先がひっ迫することが想定される。
- 各区と比較して面積の小さい浦和区や南区、大宮区で災害廃棄物が多量に発生するため、道路啓開を含む発災初動期の対応に混乱が生じる可能性が高い。

表 31 災害廃棄物発生量（重量 | トン単位：区別）

区名	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
西区	21,799	206,459	270,686	18,310	8,079	525,333
北区	10,858	74,416	118,370	7,247	4,042	214,932
大宮区	16,531	224,904	308,420	21,044	6,059	576,957
見沼区	10,300	54,988	89,956	5,291	3,849	164,384
中央区	16,399	146,138	224,349	14,256	6,073	407,216
桜区	27,342	160,430	256,871	15,403	10,205	470,251
浦和区	26,569	500,559	596,917	43,853	9,643	1,177,541
南区	35,401	236,400	368,763	22,651	13,187	676,403
緑区	12,265	137,154	168,290	11,846	4,531	334,086
岩槻区	6,987	30,013	55,259	3,044	2,616	97,919
合計	184,453	1,771,461	2,457,879	162,945	68,282	4,645,021

（注）端数処理により、内訳の計と合計が一致しない場合がある。



2. 避難所ごみ発生量の推計方法

■ 推計式

避難所ごみ発生量 = 避難者数（人）※1 × 発生原単位（トン／人・日）※2

■ 設定数値

※1 避難者数

区名	直後・1日後（人）			1週間後（人）			1ヶ月後（人）		
	計	避難所生活者	避難所外避難者	計	避難所生活者	避難所外避難者	計	避難所生活者	避難所外避難者
西区	23,453	14,072	9,381	24,187	12,094	12,094	23,453	7,036	16,417
北区	9,062	5,437	3,625	9,062	4,531	4,531	9,062	2,718	6,343
大宮区	24,433	14,660	9,773	24,433	12,217	12,217	24,433	7,330	17,103
見沼区	6,913	4,148	2,765	6,913	3,456	3,456	6,913	2,074	4,839
中央区	16,131	9,678	6,452	16,131	8,065	8,065	16,131	4,839	11,292
桜区	19,124	11,474	7,650	22,698	11,349	11,349	19,124	5,737	13,387
浦和区	56,515	33,909	22,606	56,905	28,453	28,453	56,515	16,954	39,560
南区	28,053	16,832	11,221	35,686	17,843	17,843	28,053	8,416	19,637
緑区	17,082	10,249	6,833	17,758	8,879	8,879	17,082	5,124	11,957
岩槻区	3,415	2,049	1,366	10,955	5,478	5,478	3,415	1,025	2,391
合計	204,180	122,508	81,672	224,729	112,364	112,364	204,180	61,254	142,926

資料 さいたま市被害想定調査報告書（さいたま市 平成26（2014）年3月）

（注）がれき発生量の推計との整合を図り、「さいたま市直下地震 冬18時 風速8m/s」における避難者数を採用。

（注）端数処理により、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

※2 発生原単位

家庭系ごみ排出量 | 平成28（2016）年度実績

	合計(トン/年)	直営収集	委託収集	委託収集粗大ごみ	自己搬入
もえるごみ	222,136.25	56,235.58	158,072.17	—	7,828.50
もえないごみ	19,127.49	28.15	15,288.87	1,608.88	2,201.59

市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物除く）

	平成28（2016）年度
総人口（人）	1,279,788
家庭系ごみ排出量（トン/年）	239,654.86
市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（トン/人・年）	0.19

（注）粗大ごみ以外の家庭系ごみを対象とし、平成28（2016）年度の収集実績をもとに設定。

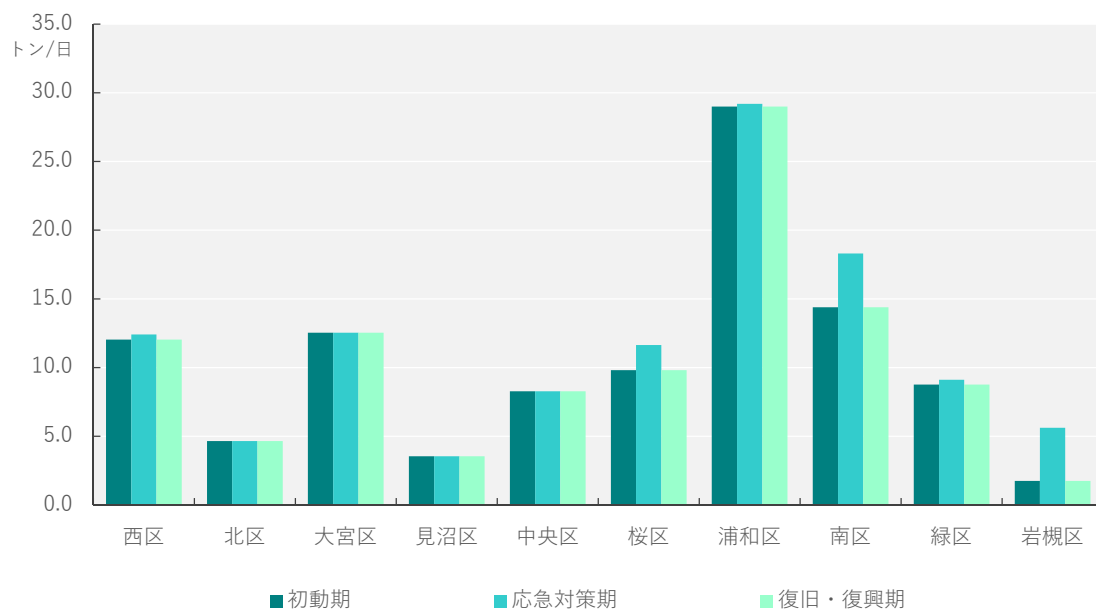
■ 推計結果

- 避難所ごみが発災初動期で1日約105トン発生する。平時の家庭系ごみに比べると約1/6程度であるが、収集するごみの質が異なること、収集場所が変わること等により円滑な収集運搬・処理に影響を与える可能性がある。
- 避難所から排出される廃棄物の保管場所・方法、収集運搬ルート等の確保に混乱が生じる可能性がある。
- 各区と比較して面積の小さい浦和区や南区、大宮区で避難所ごみが多量に発生するため、収集運搬ルート等を含め、発災初動期の対応に混乱が生じる可能性が高い。

表 32 避難所ごみ発生量（重量：区別）

区名	初動期		応急対応期		復旧・復興期	
	日発生量 (トン/日)	割合 (%)	日発生量 (トン/日)	割合 (%)	日発生量 (トン/日)	割合 (%)
西区	12.0	11.5	12.4	10.8	12.0	11.5
北区	4.6	4.4	4.6	4.0	4.6	4.4
大宮区	12.5	12.0	12.5	10.9	12.5	12.0
見沼区	3.5	3.4	3.5	3.1	3.5	3.4
中央区	8.3	7.9	8.3	7.2	8.3	7.9
桜区	9.8	9.4	11.6	10.1	9.8	9.4
浦和区	29.0	27.7	29.2	25.3	29.0	27.7
南区	14.4	13.7	18.3	15.9	14.4	13.7
緑区	8.8	8.4	9.1	7.9	8.8	8.4
岩槻区	1.8	1.7	5.6	4.9	1.8	1.7
合計	104.8	100.0	115.3	100.0	104.8	100.0

(注) 端数処理により、内訳の計と合計が一致しない場合がある。



3. 片付けごみ発生量の推計方法

■ 推計式

片付けごみ発生量 = 平時の粗大ごみ発生量（収集実績に基づく）※1 × 増加率※2

■ 設定数値

※1 平時の発生量

年度	粗大ごみ発生量 (トン/年)
平成 28 (2016) 年度	1,609

※2 増加率

東日本大震災時に比べ、阪神・淡路大震災時の増加率が高く、想定される最大限での発生量推計が可能であることや、本検討の想定地震等を踏まえ、阪神・淡路大震災時の神戸市におけるごみの発生状況を参考とした。

ごみ種別	阪神・淡路大震災時（神戸市）			東日本大震災（福島市）		
	H6 年度 (トン)	H7 年度 (トン)	前年比	H23 年度 (トン)	H24 年度 (トン)	前年比
不燃系ごみ	142,699	246,242	172.6%	997	1,102	110.5%

資料 (神戸市) 「神戸市地域防災計画 地震・津波対策編」 (平成 27 年)
(福島市) 「年度別 ごみの排出量と処理経費」 (福島市ホームページ)

(注) 福島市の「不燃系ごみ」は「粗大ごみ」を示す。

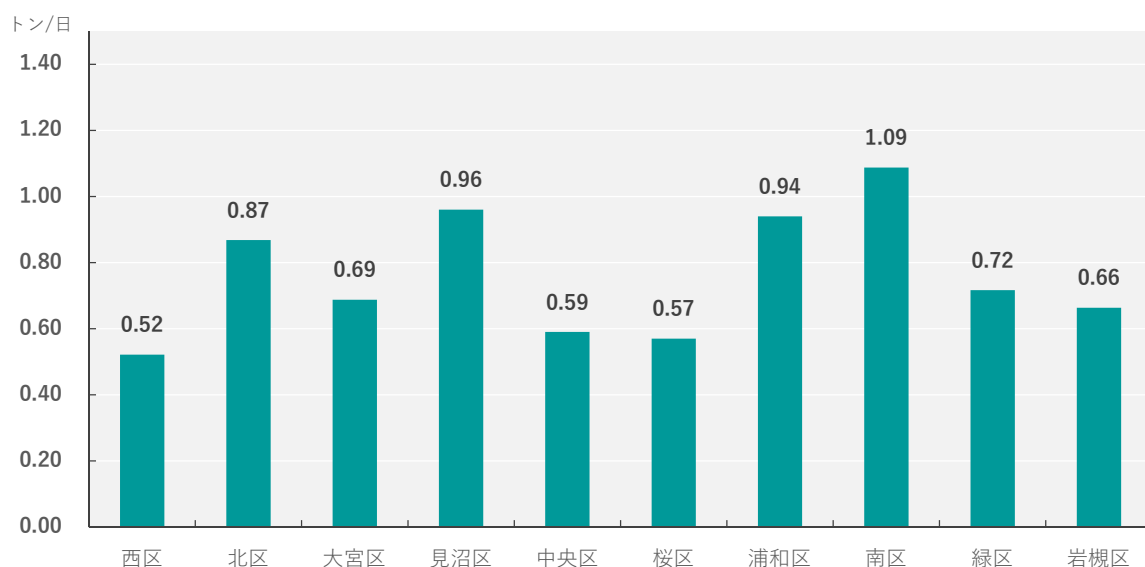
■ 推計結果

- 片付けごみを粗大ごみと想定すると、粗大ごみが1日7.6トン発生する。粗大ごみは平時の発生量に比べて約1.7倍増となるため、その円滑かつ迅速な処理が課題となる。
- 片付けごみは発災直後や避難者の帰宅等の時期に集中的に排出されることが想定されるため、仮置き・収集運搬方法に留意する必要がある。
- 片付けごみについては、損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物と同様、破碎選別等の処理能力の確保が課題となることが想定される。
- また、各区と比較して面積の小さい南区や浦和区で片付けごみが多量に発生するため、仮置場や収集運搬ルートの確保等、発災初動期の対応に混乱が生じる可能性が高い。

表 33 片付けごみ発生量（重量：区別）

区名	日発生量 (トン/日)	年間発生量 (トン/年)	割合 (%)
西区	0.52	190.4	6.9%
北区	0.87	317.0	11.4%
大宮区	0.69	251.0	9.0%
見沼区	0.96	350.5	12.6%
中央区	0.59	215.5	7.8%
桜区	0.57	208.1	7.5%
浦和区	0.94	343.0	12.4%
南区	1.09	397.0	14.3%
緑区	0.72	261.6	9.4%
岩槻区	0.66	242.2	8.7%
合計	7.61	2,776.3	100%

(注) 端数処理により、内訳の計と合計が一致しない場合がある。



4. し尿発生量の推計方法

■ 推計式

し尿収集必要量

= 災害時におけるし尿収集必要人数 × 1人1日平均排出量

= (①仮設トイレ必要人数※1 + ②非水洗化区域し尿収集人口※2) × ③1人1日平均排出量※3

■ 設定数値

※1 ①仮設トイレ必要人数

仮設トイレ必要人数 = 避難者数※1-1 + 断水による仮設トイレ必要人数※1-2

※1-1 避難者数

「避難所ごみ」で設定した「避難者数」と同様とした。

※1-2 断水による仮設トイレ必要人数

断水による仮設トイレ必要人数

= (水洗化人口 - 避難者数 × (水洗化人口 / 総人口※1-2-1)) × 上下水道支障率※1-2-2 × 1/2

※1-2-1 水洗化人口及び総人口

区名	総人口	し尿処理対象人口（人）			水洗化人口（注）
		くみ取り	浄化槽	下水道	
西区	88,169	526	—	—	87,643
北区	146,209	146	—	—	146,063
大宮区	116,422	77	—	—	116,345
見沼区	161,904	869	—	—	161,035
中央区	99,711	20	—	—	99,691
桜区	95,718	355	—	—	95,363
浦和区	158,876	193	—	—	158,683
南区	184,307	305	—	—	184,002
緑区	121,763	607	—	—	121,156
岩槻区	111,858	1,537	—	—	110,321
合計	1,284,937	4,635	131,349	1,148,953	1,280,302

資料 さいたま市資料

（注）「水洗化人口」：「総人口」から「くみ取り」を減じた値。

※1-2-2 上下水道支障率

区名	上水道被害 断水率（％）		下水道被害 支障率（％）		平均	
	1日後	1週間後	1日後	1週間後	1日後	1週間後
西区	21.4	4.9	9.7	7.4	15.6	6.2
北区	8.5	0.0	2.5	1.2	5.5	0.6
大宮区	12.9	0.0	4.1	2.2	8.5	1.1
見沼区	7.9	0.0	3.6	2.6	5.8	1.3
中央区	19.3	0.0	5.6	3.1	12.5	1.6
桜区	41.8	18.4	7.5	4.9	24.7	11.7
浦和区	18.7	1.8	5.2	3.3	12.0	2.6
南区	36.4	20.8	6.2	4.6	21.3	12.7
緑区	14.7	2.9	6.4	4.8	10.6	3.9
岩槻区	38.6	28.0	4.1	2.3	21.4	15.2
合計	21.7	7.8	5.1	3.4	13.4	5.6

資料 さいたま市被害想定調査報告書（さいたま市 平成26（2014）年3月）

※1-2 断水による仮設トイレ必要人数

断水による仮設トイレ必要人数 = (水洗化人口 - 避難者数) × (水洗化人口 / 総人口) × 上下水道支障率 × 1/2

区名	初動期	応急対応期	復旧・復興期
西区	5,002	1,956	1,978
北区	3,768	411	411
大宮区	3,907	506	506
見沼区	4,432	1,002	1,002
中央区	5,202	648	648
桜区	9,405	4,238	4,445
浦和区	6,109	1,299	1,304
南区	16,614	9,422	9,906
緑区	5,494	1,992	2,005
岩槻区	11,417	7,538	8,102
合計	71,349	29,010	30,305

(注) 各区ごとに上水道被害と下水道被害の平均をとり、1日後を「初動期」、1週間後を「応急対応期」とし、「復旧・復興期」は1週間後の値を使用した。

※2 ②非水洗化区域し尿収集人口

非水洗化区域し尿収集人口 = 汲取人口 - 避難者数 × (汲取人口 / 総人口)

区名	初動期	応急対応期	復旧・復興期
西区	386	382	386
北区	137	137	137
大宮区	61	61	61
見沼区	832	832	832
中央区	17	17	17
桜区	284	271	284
浦和区	124	124	124
南区	259	246	259
緑区	522	518	522
岩槻区	1,490	1,386	1,490
合計	4,111	3,974	4,111

※3 ③1人1日平均排出量

・し尿計画1人1日平均排出量：1.7ℓ / 人・日

資料 災害廃棄物対策指針（環境省 平成26（2014）年3月）

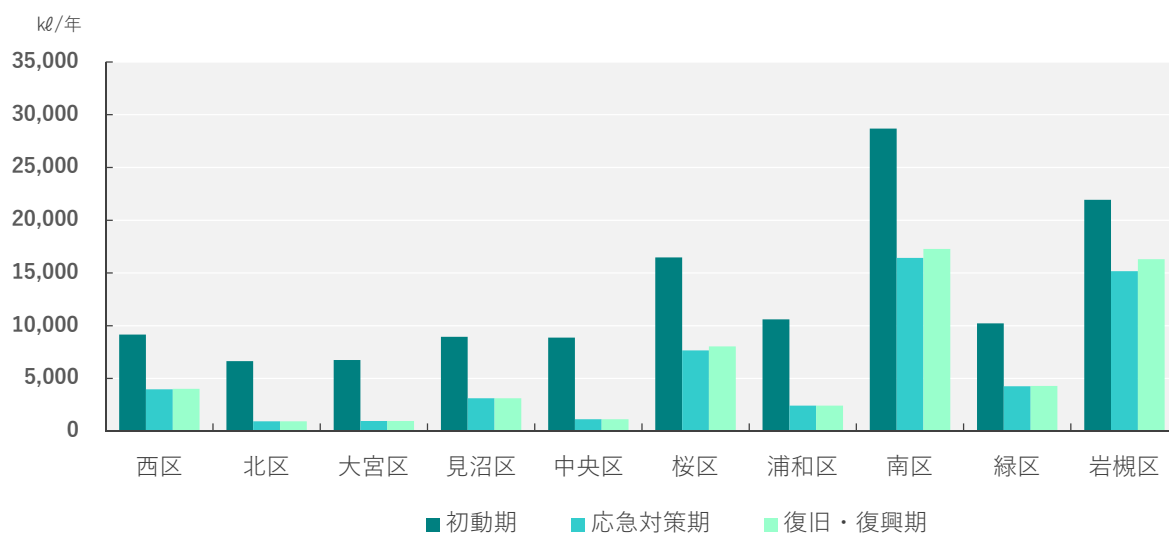
■ 推計結果

- し尿発生量（収集必要量）が発災初動期で1日約13万ℓ発生する。これは、平時のし尿処理量に比べて約4.5倍となるため、その円滑かつ迅速な処理が課題となる。
- 発災直後は、断水や避難者の集中により仮設トイレが不足する可能性が高い。
- し尿収集はバキュームカー等の専用車両で行うため、車両台数の不足や平時と異なる収集運搬ルート等が課題となる。

表 34 し尿発生量（収集必要量：区別）

区名	初動期		応急対応期		復旧・復興期	
	日発生量 (ℓ/日)	割合 (%)	日発生量 (ℓ/日)	割合 (%)	日発生量 (ℓ/日)	割合 (%)
西区	9,159	7.1%	3,974	7.1%	4,019	6.9%
北区	6,638	5.2%	932	1.7%	932	1.6%
大宮区	6,745	5.3%	963	1.7%	963	1.6%
見沼区	8,949	7.0%	3,118	5.6%	3,118	5.3%
中央区	8,872	6.9%	1,129	2.0%	1,129	1.9%
桜区	16,472	12.8%	7,664	13.7%	8,040	13.7%
浦和区	10,596	8.3%	2,418	4.3%	2,427	4.1%
南区	28,683	22.4%	16,435	29.3%	17,279	29.5%
緑区	10,228	8.0%	4,268	7.6%	4,296	7.3%
岩槻区	21,942	17.1%	15,172	27.1%	16,306	27.9%
合計	128,283	100.0%	56,073	100.0%	58,509	100.0%

（注）端数処理により内訳の計と合計が一致しない場合がある。



5. 廃家電等発生量の推計方法

■ 推計式

廃家電等発生量 | 品目別 = 被害棟数※1 (全壊 + 半壊 / 2 + 焼失)
 × 区別の1棟当たり世帯数※2
 × 1世帯当たりの品目ごとの所有数※3

■ 設定数値

※1 被害棟数 (さいたま市直下地震)

区名	全壊棟数			半壊棟数			焼失計	被害棟数
	計	木造	非木造	計	木造	非木造		
西区	2,517	2,413	104	6,263	5,831	432	5,783	11,432
北区	892	819	73	3,921	3,607	314	1,408	4,261
大宮区	1,405	1,306	99	4,473	4,066	407	6,434	10,076
見沼区	1,109	1,047	62	5,846	5,545	301	818	4,850
中央区	1,419	1,340	79	3,727	3,407	320	3,379	6,662
桜区	2,729	2,538	191	5,909	5,114	795	2,863	8,547
浦和区	2,273	2,128	145	5,521	5,021	500	15,328	20,362
南区	3,171	2,930	241	6,989	6,090	899	4,602	11,268
緑区	1,293	1,220	73	4,532	4,243	289	4,063	7,622
岩槻区	723	668	55	5,096	4,746	350	246	3,517
合計	17,531	16,409	1,122	52,277	47,670	4,607	44,924	88,594

資料 さいたま市被害想定調査報告書 (さいたま市 平成 26 (2014) 年 3 月) より各区の被害棟数を引用し、作成

(注) 端数処理により内訳の計と合計が一致しない場合がある。

※2 区別の1棟当たり世帯数

区別世帯数を、区ごとの建物棟数で除して、1棟当たりの世帯数とした。

区名	世帯数	建物棟数	1棟あたりの世帯数
西区	37,537	31,609	1.2
北区	65,334	32,873	2.0
大宮区	54,588	29,695	1.8
見沼区	70,609	50,209	1.4
中央区	45,509	20,619	2.2
桜区	44,325	24,982	1.8
浦和区	70,969	33,132	2.1
南区	82,587	35,860	2.3
緑区	49,907	34,446	1.4
岩槻区	48,491	48,768	1.0
合計	569,856	342,193	17.3

資料 世帯数 | さいたま市の人口・世帯

建物棟数 | さいたま市被害想定調査報告書（さいたま市 平成26（2014）年3月）

（注）端数処理により内訳の計と合計が一致しない場合がある。

※3 1世帯当たりの品目ごとの所有数

	冷蔵庫	洗濯機	ルームエアコン	テレビ
さいたま市	1.13	1.02	3.10	2.01

資料 さいたま市統計書（平成28（2016）年度版）を基に算出。

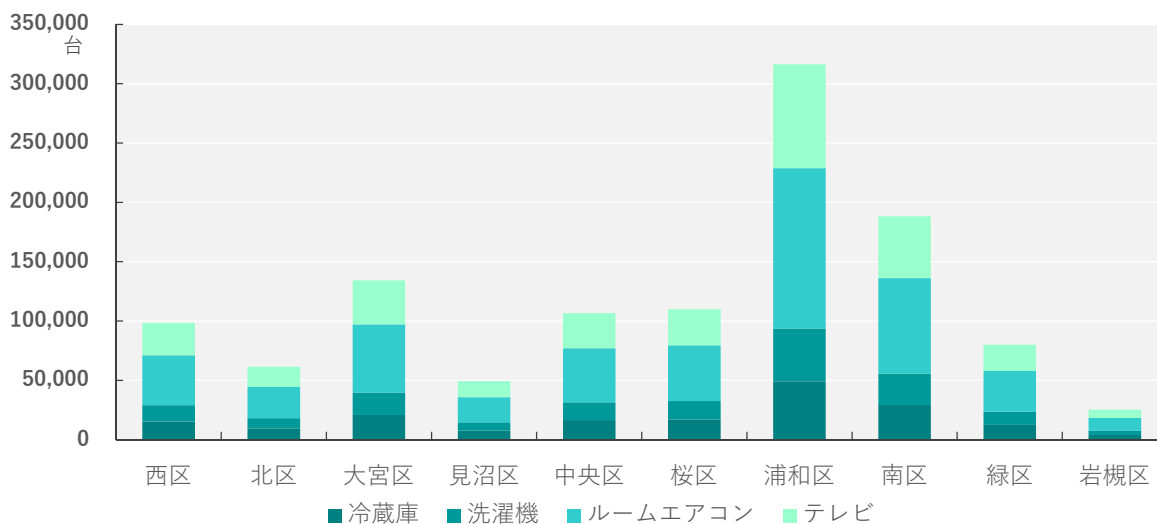
■ 推計結果

- 廃家電等が約 117 万台発生するため、仮置場がひっ迫すること、各種家電のリサイクルルート確保が困難になること等が想定される。
- 損壊家屋等の撤去等に伴い粗大ごみ等と混合して排出されることから、その分別・回収・収集運搬が煩雑になることが想定される。冷蔵庫・冷凍庫の処理においては、内部の飲食料品などの生ごみの分別や、フロン等を使用する機器においてはフロン類の回収も必要となる。
- 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物や粗大ごみと同様、各区と比較して面積の小さい南区や浦和区で廃家電等が多量に発生するため、仮置場や収集運搬ルート確保等、発災初動期の対応に混乱が生じる可能性が高い。

表 35 廃家電等発生量（台数：区別）

区名	冷蔵庫	洗濯機	ルームエアコン	テレビ	合計
西区	15,299	13,847	42,070	27,246	98,462
北区	9,543	8,637	26,241	16,994	61,416
大宮区	20,874	18,892	57,399	37,173	134,338
見沼区	7,687	6,957	21,137	13,689	49,470
中央区	16,570	14,997	45,564	29,509	106,640
桜区	17,090	15,467	46,993	30,434	109,983
浦和区	49,154	44,487	135,161	87,534	316,336
南区	29,245	26,468	80,417	52,081	188,212
緑区	12,446	11,264	34,223	22,164	80,096
岩槻区	3,941	3,567	10,837	7,019	25,364
合計	181,848	164,583	500,042	323,842	1,170,316

（注）端数処理により内訳の計と合計が一致しない場合がある。



6-5 処理可能量の推計方法

1. 焼却施設の処理可能量

■ 処理可能量算出の考え方

本市における焼却施設の処理可能量は以下に示す手法のうち、施設への負荷影響をリスクとして捉え、公称能力の上限まで処理できるものとは想定せず、最小の数値とした。

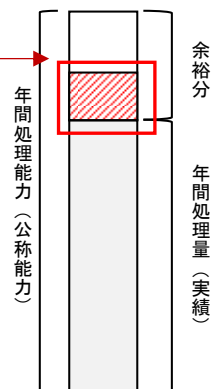
推計手法①	災害廃棄物対策指針に基づく推計手法。 稼働年数や各施設の公称能力と処理量の実績との差等を踏まえ、一定の余裕がある施設を処理可能量算出の対象とし、当該施設の年間処理量に分担率を乗じて試算。
推計手法②	各施設の公称能力の上限まで処理できることを前提とした推計手法。 各施設の公称能力と処理量の実績の差分を処理可能量として試算。
推計手法③	実稼働の状況を踏まえた推計手法。 各施設の実際の稼働状況を踏まえ、炉の老朽化状態や定期修繕・補修・点検期間等を考慮して設定した実稼働日数を踏まえ試算。

■ 推計式

① 推計手法①の推計式

$$\text{焼却施設処理可能量} = \text{年間処理量} \times \text{分担率}^{*1}$$

※1 施設の稼働状況に対する負荷を考慮して安全側となる（施設への負荷影響をリスクとして捉え災害時の廃棄物処理を最小限にとどめる）低位シナリオから、災害時の廃棄物処理を最大限行うことを想定した高位シナリオ、その中間となる中位シナリオの3つのシナリオを設定。



【各シナリオの試算条件】

項目	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①稼働年数	20年超の施設を除外	30年超の施設を除外	制約なし
②処理能力（公称能力）	100トン/日未満の施設を除外	50トン/日未満の施設を除外	30トン/日未満の施設を除外
③処理能力（公称能力）に対する余裕分の割合※	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし
④年間処理量の実績に対する分担率	最大で5%	最大で10%	最大で20%

※2 発災後1年目は、施設の被災状況を考慮し稼働率の低下を想定。

② 推計手法②の推計式

焼却施設の処理可能量 = 日処理能力^{※1} × 年間稼働可能日数 - 年間処理量実績

※1 発災後1年目は、施設の被災状況を考慮し稼働率の低下を想定。

算定条件

日処理能力 (トン/日)	「一般廃棄物処理実態調査(平成27(2015)年度実績)」に基づく1日あたりの処理能力
年間稼働可能日数 (日/年)	「ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2006改訂版)」におけるごみ焼却施設規模の算定に基づく年間稼働日数(280日 ^{※2})
年間処理量実績 (トン/年)	「ごみ処理実績(平成28(2016)年度実績)」に基づく年間処理量実績

※2 年1回の補修整備期間30日、年2回の補修点検期間各15日及び全停止期間7日間並びに起動に要する日数3日・停止に要する日数3日各3回の合計(85日)を差し引いた日数(85日=30日+15日×2+7日+3日×3+3日×3)

被害予測条件^{※3}

災害状況	支障期間	稼働低下率	年間稼働率
震度6弱	1ヶ月	35%	97%
震度6強以上	4ヶ月	63%	79%

※3 災害廃棄物対策指針技術資料「災害廃棄物の処理可能量の試算方法(技1-11-2)」

さいたま市直下地震における被害予測

施設名称	震度
西部環境センター	6強
東部環境センター	6弱
クリーンセンター大崎	6強
桜環境センター	6強

③ 推計手法③の推計式

焼却施設の処理可能量 = 日処理能力^{※1} × 調整稼働率^{※2} × 稼働可能余裕日数^{※3}

※1 発災後1年目は、施設の被災状況を考慮し稼働率の低下を想定。

※2 施設の処理能力低下を見込み、東部環境センターは85%(稼働率の状況を踏まえ設定)を採用、その他は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017改訂版)」に記載の調整稼働率96%を採用

※3 20日(稼働可能日数300日から稼働日数280日を除いた日数を災害時の廃棄物のみの処理に費やすことを想定)

算定条件

施設名称	調整稼働率
西部環境センター	0.96
東部環境センター	0.85
クリーンセンター大崎	0.96
桜環境センター	0.96

■ 対象施設

処理可能量の推計にあたって対象とした施設は、「一般廃棄物処理実態調査（平成27（2015）年度実績）」において稼働している市内の全施設を対象とした。また、桜環境センターは掘り起こしごみを処理していることから、年間処理量からは掘り起こしごみ（1,166トン）を差し引いた数値とした。

施設名称	西部環境センター	東部環境センター	クリーンセンター大崎	桜環境センター
焼却対象	・もえるごみ ・ごみ処理残渣 ・し尿処理残渣	・もえるごみ ・ごみ処理残渣 ・し尿処理残渣	・もえるごみ ・ごみ処理残渣	・もえるごみ ・ごみ処理残渣 ・し尿処理残渣
施設の種類の	焼却	焼却	焼却	ガス化溶融・改質
処理方式	ストーカ式（可動）	ストーカ式（可動）	ストーカ式（可動）	シャフト式
炉型式	全連続運転	全連続運転	全連続運転	全連続運転
炉数	3	3	3	2
使用開始年度	1993	1984	1995	2015
稼働年数	24	33	22	2
日処理能力 （トン/日）	300	270	450	380
年間処理量実績 （トン/年）	75,221	68,564	118,501	104,909
処理能力に対する 余裕分の割合	10.5	9.3	6.0	1.4

■ 推計結果

推計手法①～③に基づく推計では、それぞれ各施設の処理可能量は以下の通り試算された。発災1年目は各施設が被災することにより稼働停止すると想定されることから、処理可能量は年間約0.5万トン程度と試算された。発災2年目以降は全施設合計で約2.0万トンと試算された。

施設名称	発災1年目 処理可能量（トン）	発災2年目以降 処理可能量（トン）
西部環境センター	0	5,760
東部環境センター	4,768	5,100
クリーンセンター大崎	0	7,499
桜環境センター	0	1,491
合計	4,768	19,850

2. 破碎・選別施設（粗大ごみ処理施設）の処理可能量

■ 処理可能量算出の考え方

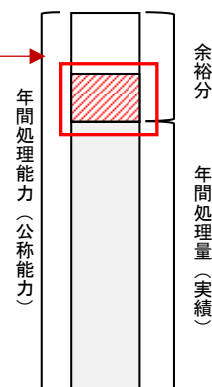
本市における破碎・選別施設（粗大ごみ処理施設）の処理可能量は以下に示す手法のうち、施設への負荷影響をリスクとして捉え、公称能力の上限まで処理できるものとは想定せず、最小の数値とした。

推計手法①	災害廃棄物対策指針に基づく推計手法。 稼働年数や各施設の公称能力と処理量の実績との差等を踏まえ、一定の余裕がある施設を処理可能量算出の対象とし、当該施設の年間処理量に分担率を乗じて試算。
推計手法②	各施設の公称能力の上限まで処理できることを前提とした推計手法。 各施設の公称能力と処理量の実績の差分を処理可能量として試算。

■ 推計式

① 推計手法①の推計式

破碎・選別施設処理可能量 = 年間処理量 × 分担率



各シナリオの試算条件

項目	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①稼働年数	20年超の施設を除外	30年超の施設を除外	制約なし
②処理能力（公称能力）	50トン/日未満の施設を除外	30トン/日未満の施設を除外	10トン/日未満の施設を除外
③処理能力（公称能力）に対する余裕分の割合	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし
④年間処理量の実績に対する分担率	最大で5%	最大で10%	最大で20%

② 推計手法②の推計式

破碎・選別施設の処理可能量 = 日処理能力 × 年間稼働可能日数 - 年間処理量実績

算定条件

日処理能力 (トン/日)	「一般廃棄物処理実態調査（平成27（2015）年度実績）」に基づく1日あたりの処理能力
年間稼働可能日数 (日/年)	「ごみ処理実績（平成28（2016）年度実績）」に基づく年間稼働日数実績
年間処理量実績 (トン/年)	「ごみ処理実績（平成28（2016）年度実績）」に基づく年間処理量実績

■ 対象施設

処理可能量の推計にあたって対象とした施設は、「一般廃棄物処理実態調査（平成27（2015）年度実績）」において稼働している市内の全施設を対象とした。

施設名称	西部環境センター	東部環境センター	クリーンセンター大崎	桜環境センター
処理対象	・もえないごみ ・粗大ごみ	・もえないごみ ・粗大ごみ	・もえないごみ ・粗大ごみ	・もえないごみ ・粗大ごみ
使用開始年度	1993	1984	1995	2015
稼働年数	24	33	22	2
日処理能力 (トン/日)	75	75	50	28
年間稼働可能日数 (日/年)	143	140	233	214
年間処理量実績 (トン/年)	5,254	6,759	5,468	3,332
処理能力に対する 余裕分の割合	51.0	35.6	53.1	44.4

■ 推計結果

いずれの施設も推計手法①に基づく高位シナリオでの処理可能量の推計結果の方が小さい値となり、各施設の処理可能量は以下の通り試算された。

施設名称	処理可能量 (トン)
西部環境センター	1,051
東部環境センター	1,352
クリーンセンター大崎	1,094
桜環境センター	666
合計	4,163

3. 最終処分場の処理可能量

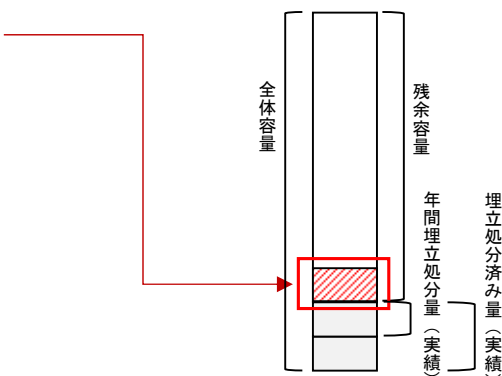
■ 処理可能量算出の考え方

本市における最終処分場の処理可能量は、災害廃棄物対策指針に基づく推計結果と合わせて、平成29（2017）年3月時点における残余容量を整理した。

■ 推計式

① 災害廃棄物対策指針に基づく推計式

$$\text{最終処分場処理可能量} = \text{年間埋立処理量} \times \text{分担率}$$



各シナリオの試算条件

項目	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①残余年数	10年未満の施設を除外		
②年間埋立処理量の実績に対する分担率	最大で 10%	最大で 20%	最大で 40%

② 残余容量

$$\text{最終処分場処理可能量} = \text{残余容量}$$

算定条件

残余容量 (m³)	さいたま市ホームページ「さいたま市の最終処分場」に記載の数値に基づく残余容量
年間埋立量実績 (m³/年)	「ごみ処理実績（平成 28（2016）年度実績）」に基づく年間処理量実績
単位体積重量 (トン/m³)	市ホームページ「さいたま市の最終処分場」に記載の「埋立容量（覆土を含む）(m³/年度)」と「ごみ処理実績（平成 28（2016）年度実績）」に記載の「埋立量総計(トン/年度)」から換算。

■ 対象施設

処理可能量の推計にあたって対象とした施設は、「一般廃棄物処理実態調査（平成27（2015）年度実績）」において稼働している市内の全施設を対象とした。

施設名称	うらわフェニックス	環境広場
埋立容量（覆土を含む） （m ³ /年度）	1,837	4,880
残余容量（m ³ ）	82,306	18,240
処理対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却残渣（主灰） ・ 焼却残渣（飛灰固化物） ・ 破碎ごみ ・ 処理残渣 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却残渣（主灰） ・ 焼却残渣（飛灰固化物） ・ 溶融スラグ ・ 破碎ごみ ・ 処理残渣
埋立開始年度	1988	1996
全体容量（m ³ ）	372,700	208,100

■ 推計結果

本市の最終処分場の残余容量は約10万 m³であり、災害廃棄物対策指針に基づいて推計した処理可能量は約1,000トン（約700m³）程度となった。

施設名称	残余容量（m ³ ）	処理可能量
うらわフェニックス	82,306	968（トン） 735（m ³ ）
環境広場	18,240	0（トン） 0（m ³ ）
合計	100,546	968（トン） 735（m³）

4. 民間処理施設の処理可能量

■ 処理可能量算出の考え方

民間事業者の所有する処理施設については、発災後の施設の復旧状況や事業継続に係る事業者の考えを想定できないため、一定の条件のもとに抽出した民間産業廃棄物処理業者の事業者数及び処理能力の合計を参考として整理した。

■ 民間処理施設の抽出方法

以下に災害廃棄物等の処理先として期待される民間事業者の抽出条件を示す。なお、抽出にあたって、さいたま市産業廃棄物処分量名簿（平成29（2017）年6月1日現在）の情報をを用いた。

対象とする民間事業者	期待される役割	抽出条件とした項目	抽出条件
木くず破砕業者	柱角材の破砕処理	処理方法	「破砕」を含む
		処理できる産業廃棄物の種類	「木くず」を対象とする
		その他の条件	「処理能力」が10トン/日未満のものを除外
がれき類破砕業者	コンクリートがらの破砕処理	処理方法	「破砕」を含む
		処理できる産業廃棄物の種類	「がれき類」を対象とする
		その他の条件	「処理能力」が10トン/日未満もしくは記載のないものを除外
廃プラ、紙くず、木くず焼却業者	可燃物の焼却処理	処理方法	「焼却・溶融」を含む
		処理できる産業廃棄物の種類	「木くず」「紙くず」「廃プラ」のいずれかを対象とする

■ 抽出結果

民間事業者の所有する処理施設における処理能力の合計は以下のとおり。

対象とする民間事業者	事業者数	処理能力合計
木くず破砕業者	2社	186トン/日
がれき類破砕業者*	9社	4857.7トン/日
廃プラ、紙くず、木くず焼却業者	6社	6.86トン/日

※ がれき類破砕業者については、処理能力が重量ベースの事業者のみを対象とした。

6-6 災害廃棄物処理事業以外の事業における補助制度の概要

発災時に発生する災害廃棄物等の処理にあたっては、災害廃棄物処理事業以外に以下の事業が挙げられる。

■ 環境衛生施設災害復旧事業

補助率	1/2
採択条件	・ 災害により被害を受けた廃棄物処理施設（し尿処理施設、ごみ処理施設、埋め立て処分施設等）の原形復旧等に係る事業
根拠法等	廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金（環境省）
実施主体	市町村等

■ 堆積土砂排除事業

補助率	国庫負担についてはプール計算方式で算定される
採択条件	・ 河川、道路、公園、漁場等施設で政令に定める区域内に堆積した政令で定める程度に達する以上に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等が堆積した場合
根拠法等	激甚法（農林水産省、国土交通省）
実施主体	都道府県、市町村

■ 堆積土砂排除事業

補助率	国庫負担についてはプール計算方式で算定される
採択条件	・ 公共施設区域外 ・ 市町村長が指定した場所に集積された堆積土砂
根拠法等	激甚法（農林水産省、国土交通省）
実施主体	市町村

■ 降灰除去事業

補助率	1/2
採択条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村道に堆積した降灰の収集運搬・処分 ・ 年間を通じて2回以上の降灰があり、総降灰量が1,000g/m²
根拠法等	活火山法（内閣府）
実施主体	市町村

■ 都市災害復旧事業

補助率	1/2
採択条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一市町村内の市街地での堆積土砂の総量が30,000m³以上、又は堆積土砂が一団をなして2,000m³以上、又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂の量が2,000m³以上であり、市町村長が排除するもの。
根拠法等	負担法、激甚法、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（国土交通省）
実施主体	市町村

■ 湛水排除事業

補助率	9/10
採択条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 激甚災害の指定を受けた区域において、土地改良区等が行う湛水排除 ・ 浸水面積が1週間以上にわたり30ha以上である区域であって、湛水排除量が30万m³を超えるもの。
根拠法等	激甚法（農林水産省、国土交通省）
実施主体	土地改良区・森林組合等

■ 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業湛水排除事業

補助率	1/2
採択条件	<ul style="list-style-type: none"> 洪水・台風等により海岸に漂着した流木等及び外国から海岸に漂着したと思われる流木等が堆積し、堤防・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合で、以下の要件を満たす場合海岸保全区域内に漂着したもの。 堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜などの海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着したもの。 漂着量が1,000m³以上のもの。
根拠法等	予算措置（国土交通省、農林水産省、水産庁）
実施主体	海岸管理者

出典 内閣府 Web_防災情報のページ

http://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hukkousesaku/saigaitaiou/output_html_1/2-1-2-1.html

さいたま市災害廃棄物処理計画

発行 平成 30（2018）年 3 月

編集 さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL 048-829-1338 FAX 048-829-1991

E-mail shigen-junkan@city.saitama.lg.jp

販売価格 1,600 円